

令和4年度第4回農業委員会総会議事録

開会月日	令和4年7月25日(月)		開議の時刻	午前10時15分		
場 所	市総合会館4階 多目的ホールB		閉議の時刻	午前11時30分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	欠 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	出 席	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	欠 席	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	出 席			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	小林 裕介	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可後の計画 変更申請承認 の件について</p>	1 開 会	<p>副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>6 番 鹿田 明 委員 7 番 藤野 香織 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、1 番の申請について、大字下野本在住の申請人(受人)より、比企郡吉見町在住の申請人(渡人)が、大字下野本地内に所有する農地(畑 1 筆)を、受人は進入路確保のため、渡人は区画を整え効率的な農業経営のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>事務局より、1 番の申請について、熊谷市所在の申請人である法人より、平成 30 年 4 月 16 日付け東農振第 5 - 1 号にて住宅建築(建売販売)を目的として、農地法 5 条許可を得ている大字東平地内の農地について、建築費用が当初予定より増額となり工事を中断しており、この度承継者より自己用住宅敷地として購入の申し出があったため、譲受人を変更し改めて申請したい旨の申請がなされた。工事を中断したところ、承継者が自己用住宅敷地とすることにより、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>戸井田委員より、許可後の計画変更について、容易に認めると転売等を招くおそれがあるのではないかと、との意見がなされた。事務局より、変更前の申請が建売住宅であるため、</p>

議案第3号
農地法第5条
の規定による
許可申請承認
の件

転用目的に著しい変更がないこと、また、事務局が事前に東松山農林振興センターに相談した上での申請である旨の説明がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、鴻巣市在住の申請人（受人）より、熊谷市所在の申請人（渡人）としての法人が、大字東平地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、大字市ノ川在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑1筆）を、住宅敷地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、住宅敷地の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

松山地区・千葉委員より、3 番の申請について、大字野田在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、専用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

松山地区・千葉委員より、4 番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、大字下唐子在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑 3 筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、6 番の申請について、元宿 2 丁目在住の申請人（受人）外 1 名より、大字毛塚在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 3 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、7 番の申請について、元宿 2 丁目在住の申請人（受人）外 1 名より、大字西本宿在住の申請

人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑2筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、8番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、9番の申請について、草加市在住の申請人（受人）より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）が、大字大黒部地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅の建築（申請者居住用）のため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は建築物があるが、50年以上前に建築されたものであり、事務局が事前に東松山農林振興センターに確認しやむを得ないとの回答を得ている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅（申請者居住用）の建築の必要性が認められるため、建築物があるが、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

10番の申請について

野本地区・杉浦委員より、10番の申請について、川越市在住の申請人（受人）外1名より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅建築のため所有権を移転したい旨の申請がなされた。

現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

11 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、11 番の申請について、東京都豊島区在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字今泉地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

12 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、12 番の申請について、大字毛塚在住の申請人（受人）より、大字古凍の申請人（渡人）外 1 名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 3 筆）を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

13 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、13 番の申請について、熊谷市在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

<p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議案第 5 号 農用地利用配分計画(案)の件について</p>	<p>14 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、14 番の申請について、久喜市在住の申請人(受人)より、大字柏崎在住の申請人(渡人)が、大字柏崎地内に所有する農地(畑 1 筆)を、専用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、44 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 5 号 農用地利用配分計画(案)の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>戸井田委員より、唐子地区の借受人と高坂地区 2 2 筆の借受人について、説明を求める。</p> <p>市農政課より、唐子地区の借受人について、比企郡滑川町在住で滑川町でも農業を経営しているが、東松山市内在住の知人がいる関係で東松山市内に所在する農地を借受けることになった、今回数か所にまとまっている農地を借りて野菜を栽培する予定。高坂地区の借受人について、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業へ移行するため新規となっているが実質は更新申請で、以前から水稻耕作をしている、との説明がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
--	--

<p>報告案件</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件</p> <p>農地所有適格法人の報告の件</p> <p>その他</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 議長は事務局に説明を求め、事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 4 年 8 月 25 日 (木) 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 304 会議室 午前 11 時 30 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 4 年度第 4 回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 4 年 10 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">議長 野村 孝行</p> <p style="text-align: right;">委員 鹿田 明</p> <p style="text-align: right;">委員 藤野 香織</p>
---	---